

(参考)

みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)の概要

1. 発効：平成6年(1994年)5月20日
2. 加盟国：日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、南アフリカ
(台湾、EUは加盟国ではないが、拡大委員会のメンバーとして参加。)
3. 目的：ミナミマグロの保存及び最適利用の確保
4. 適用対象：ミナミマグロ(水域の限定はなし)
5. 保存管理措置：総漁獲可能量及び割当量を含む保存管理措置はメンバーの全会一致により決定される。

【参考】

2018年 - 2020年のミナミマグロ総漁獲可能量及び割当量

国名	2018-2020(各年)	(参考)2017
日本	6,165t(*2)	4,737t
豪州	6,165t	5,665t
韓国	1,240.5t	1,140t
台湾	1,240.5t	1,140t
ニュージーランド	1,088t	1,000t
インドネシア	1,002t	750t
南アフリカ	423t	150t
EU	11t	10t
フィリピン	—	45t
調査死亡枠(*1)	6t	10t
総漁獲可能量(TAC)	17,647t	14,647t

*1: メンバーが実施する科学調査のための枠

*2: このうちインドネシアに各年21トン、南アフリカに各年27トンが移譲される。(2018年から2020年の3年間限りの措置)